

令和5年度 私立学校関係政府予算に関する要望

令和4年8月3日

全 私 学 連 合

〔日本私立大学団体連合会
日本私立短期大学協会
日本私立中学高等学校連合会
日本私立小学校連合会
全日本私立幼稚園連合会〕

令和5年度私立学校関係政府予算に関する要望

目 次

【1】 令和5年度私立大学関係政府予算に関する要望	1 頁
【基本的考え方】	
ポストコロナの新たな大学教育を実現するために	1
【最重点要望項目】	
要望1. 授業料減免をはじめとする学生への経済支援に対する支援	2
要望2. 特色ある教育研究に対する支援	4
要望3. グローバル化と地方創生推進に対する支援	5
要望4. 新型コロナウイルス感染症対策に対する支援	7
【重点要望項目】	
要望1. 私立大学経営の健全性向上のための支援の拡充・強化	8
要望2. 安定した修学環境確保のための経済的負担の軽減に向けた支援の拡充・強化	10
要望3. 学生の主体的な学びの推進のための大学教育、多様な人材育成のための大学 改革への支援の拡充・強化	10
要望4. 教育研究の高度化のための施設・設備への支援の拡充・強化	12
要望5. 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に向けた支援の拡充・強化	13
要望6. スポーツの振興、文化芸術立国の創造に資する大学資源の活用並びに人材育 成に係る取り組みへの支援の拡充・強化	17
要望7. 安全・安心な教育研究環境の実現並びに被災地復興、被災学生のための支援 の継続・拡充等	18
※ 附属資料【データ編】	
<<付記>> 令和5年度私立高等専門学校関係政府予算に関する要望	20
【2】 令和5年度私立短期大学関係政府予算に関する要望	2 2 頁
【3】 令和5年度私立高等学校等関係政府予算に関する要望	2 3 頁
1. 私立高等学校等の経常費助成費等に対する補助の拡充強化	23
2. 私立高等学校等におけるICT環境の整備に対する補助の拡充強化	23
3. 私立高等学校等施設の耐震化及びコロナ禍、省エネ・脱炭素化における空調・換気 設備等に対する補助の拡充強化	24
4. 私立中学高等学校の就学支援金等の拡充強化	24
5. 日本私学教育研究所研究事業費等に対する補助の拡充強化	25

【4】 令和5年度私立小学校関係政府予算に関する要望	26頁
はじめに	26
1. 経常費補助：私立小学校の経常費等に対する補助の拡充強化	26
2. 保護者負担の軽減：公私間格差の是正	27
3. ICT関連：ICT環境整備に対する支援措置の拡充強化	28
4. 危機管理：学校安全対策・環境整備に対する補助の拡充強化	29
5. 特別支援を要する児童に対する教育支援補助	30
6. 教職員の研修・研究への助成拡充	30
【5】 令和5年度私立幼稚園関係予算の編成に関する要望	32頁
I 私立高等学校等経常費助成費補助制度（幼稚園分）の拡充等	32
II 子ども子育て支援新制度・施設整備費関連等	32
III 幼児教育の質の向上・多様な課題に対応する園内体制の整備支援	33
IV 新型コロナウイルス感染症への対応のための私立幼稚園等への支援・延長の充実	33
【6】 日本私立学校振興・共済事業団の充実に関する要望	34頁
【7】 一般財団法人 私学研修福社会研修事業の充実に関する要望	35頁

【1】 令和5年度私立大学関係政府予算に関する要望

【基本的考え方】

ポストコロナの新たな大学教育を実現するために

<社会からの私立大学発展への期待>

大学はこれまでも文明の承継、知的生産並びに人格の陶冶を担い続けてきた。

とりわけ私立大学は、戦後の子どもの数の増加と進学率上昇による高等教育進学者数の大幅な増大期において、幅広い学生に教育機会を公平に提供し、社会格差の解消にも貢献するとともに、女性の大学進学率向上や男女共同参画社会の実現を支えてきた。私立大学の学納金が国立大学の授業料の2倍以上であるにも関わらず、私立大学で学ぶ学生が学部段階では78%、大学院段階では34%を占めている現状は、社会が私立大学の教育研究、医療や社会貢献を通じた諸活動の意義を広く理解し、そのさらなる発展に期待してのものである。

<13倍に上る国私間格差の存在>

少子化により人口規模が減少する中で、生産年齢人口比率、労働生産性や人材競争力の低位性が指摘されるわが国にあっては、教育や人材育成といった人への投資が不可欠である。諸外国のデータからも、大学生一人当たりの公的教育支出と労働生産性、仕事関連の成人学習参加率と労働生産性との間には正の相関関係が見られる。そうした中、わが国の大学生に対する「教育費の公的負担率」「政府支出に占める公的教育費割合」はいずれもOECD各国の中で最低水準であるとともに、学生一人当たりの公財政支出については、13倍に上る国私間格差が存在している。

<私立大学を基幹とした高等教育政策の必要性>

ウィズコロナ社会、Society5.0社会に代表されるように、変化が激しく予測が困難で、グローバル化や情報化等がもたらすより複雑で、過去の実績や成功例が通用しなくなる新たな時代においては、顕在化していない本質的な問題を見極め、課題をいち早く設定し、取り組んでいくことのできる能力が必要となる。そうした能力の涵養のためには、様々な学問分野の調和ある発展を通じた「総合知」を活かした分野横断教育の実践が必要であり、その実践は社会変革の核となる力をもって全国津々浦々に展開し、多様な教育研究を推進する私立大学の持続的な成長、発展なくして実現し得ない。国は、未来創造を担う人材の多くを育成する私立大学を基幹とした高等教育政策を打ち出すべきである。

<私立学校振興助成法に基づく基盤的経費に対する支援の拡充と国私間の公財政支出格差の是正>

令和5年度私立大学関係政府予算は、公共財である高等教育に対する公財政支出を通じた“分配・投資”のあり方の大胆な見直しにより、1) わが国の持続的成長環境の整備の観点からの「教育条件の維持・向上」「学生の修学上の経済的負担の軽減」「経営の健全性の向上」を目的とする私立学校振興助成法に基づく私立大学等経常費補助金による「2分の1補助」の実現、2) 私立大学生と国立大学生との間の不当な格差固定化や納税者間の不平等拡大防止の観点に立った13倍に上る不合理な国私間格差の是正、3) 最重点要望項目に掲げる私立大学の取り組みに対しての長年の国私間格差を顧慮しない競争を私立大学に強いることとなる国公私共通の競争的資金という形での措置ではなく、私立大学の基盤的経費として位置づけたうえでの支援の実現により、私立大学の教育研究、医療並びに社会貢献活動のさらなる機能強化に資する予算として編成されることを要望する。

【最重点要望項目】

＜最重点要望項目の柱＞

要望 1. 授業料減免をはじめとする学生への経済支援に対する支援

- (1) 所得中間層
- (2) 大学院生
- (3) 新型コロナウイルス感染症等による家計急変家庭の学生

要望 2. 特色ある教育研究に対する支援

- (1) 文理横断教育、数理・データサイエンス・AI教育の推進
- (2) ICTを活用した教育の推進
- (3) リカレント教育の推進
- (4) デジタル、グリーン（脱炭素化等）等成長分野関連の人材育成の推進

要望 3. グローバル化と地方創生推進に対する支援

- (1) 海外からの学生の受け入れや教員の招へい、学生や教職員の海外派遣並びに教育環境の国際化の充実
- (2) 地方・地域の知の拠点形成のための地方大学の振興、大都市大学と地方大学等との連携事業等を通じた人的好循環を生む仕組みづくり

要望 4. 新型コロナウイルス感染症対策に対する支援

- (1) 学生の感染防止対策
- (2) 私立大学病院における医療・福祉系人材育成

＜最重点要望項目の内容＞

要望 1. 授業料減免をはじめとする学生への経済支援に対する支援

(1) 所得中間層

令和2年度からの「修学支援新制度」の導入に伴い、各私立大学が実施する授業料減免事業について、国が一定の家計基準（主たる家計支持者の収入金額が、給与所得者については841万円以下、給与所得者以外については355万円以下）を対象として支援する私立大学等経常費補助金が廃止された。多くの私立大学では、令和元年度以前の入学者に対して実施していた授業料減免事業を、令和2年度以降も令和元年度と同様の基準で実施するなど、学生への経済支援を継続している。また、令和2年度以降の入学者についても、令和元年度と同様の基準で授業料減免を実施している。

わが国はOECD各国との比較において、学生一人当たり公財政支出は最低水準であるとともに、高等教育費に係る家計負担額はOECD各国の中で最高水準となっている。その一方で、従業員1人当たり平均年収（購買力平価ベース）の伸びは極めて低調（平成3〔1991〕年を100としたときの令和2〔2020〕年の数値：日本103、米国147、イギリス144、カナダ138、ドイツ134、フランス130、世界計132）である。

そうした中であっても、わが国の大学生の74%（学部学生の78%）を私立大学生が占めるとともに、大学進学率は上昇し続けており、私立大学へのアクセスを経済的な理由をもって閉ざされるようなことがあってはならない。

ひとり親世帯、多子世帯や家計急変家庭などへの配慮により、家庭にいかなる経済的理由があろうとも私立大学への進学を断念することなく、入学後は安心して学びを継続することができるよう、私立大学が「修学支援新制度」の対象となっていない所得中間層に実施した授業料減免事業や特色ある経済的支援事業について、私立大学等経常費補助金をはじめとする国による適切な支援がなされるべきである。

(2) 大学院生

わが国は人口当たりの修士号、博士号取得者数について先進国の中でも最低水準にあるとともに、大学院進学率もOECD各国の中で最低水準（日本7.6%、世界計14.8%）である。一方で、専攻分野別の学位取得者のうち、医・歯・薬・保健、理学、工学並びに農学が全体に占める割合は、日本は諸外国に比して学部と大学院とでまったく異なる様相を呈している。こうした傾向は、「女子は理系に向いていない」といった根拠のないバイアス、初等中等教育における教育体系、雇用環境といった社会システムが個人の意思決定に大きな影響を及ぼしていると考えられる。

医・歯・薬・保健、理学、工学並びに農学が全体に占める割合

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	韓国
学 部	32%	35%	44%	30%	41%	41%
大学院	69%	39%	37%	31%	45%	36%

多様な専攻分野の学士、修士並びに博士がバランスよく構成される社会を作り上げるためには、特色ある私立大学の教育研究活動を通じた人文・芸術、法律・経済等、教育・教員養成や家政等を含めた大学院教育のさらなる充実、発展が不可欠であり、大学院生の「費用」と「時間」に係る問題を国家レベルの政策によって解消していく必要がある。

大学院生の「費用」負担を軽減するためには、大学院生個人への補助とともに、私立大学が大学院生に実施した授業料減免事業について、私立大学等経常費補助金をはじめとする国による適切な支援がなされるべきである。

(3) 新型コロナウイルス感染症等による家計急変家庭の学生

私立大学が実施する新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した家庭の学生への授業料減免事業について、令和4年度も同事業を実施した大学に対して私立大学等経常費補助金によって所要額の一部が補助されている（補助率3分の2）。

感染症、気候変動に起因する風水害、地震、さらには国家間の“力による現状変更”といった世界情勢の変化がもたらす世界経済への悪影響が繰り返され、今後も家計急変を来す学生の拡大が懸念されることから、令和5年度以降についても家計急変した家庭の学生への支援の継続が必要である。

風水害をはじめとする大規模災害に対する私立大学生への経済支援制度は、機関補助である私立大学等経常費補助金によって措置されることにより、補助額は2分の1補助を上限とされ、学ぶ大学の設置形態によって、国による支援内容に格差が生じてしまっている。設置形態の違いによる差が生じることのない、きめ細かな支援制度の構築が必要である。

要望2. 特色ある教育研究に対する支援

(1) 文理横断教育、数理・データサイエンス・AI教育の推進

IT人材の需給ギャップ(不足分)は、最大で令和7(2025)年には58.4万人、令和12(2030)年には78.7万人不足するとの推計もなされている。特に不足が深刻化しているセキュリティ、データサイエンス分野の人材育成は喫緊の課題である。

統合イノベーション戦略推進会議が令和元年6月に決定した『AI戦略2019』では、文理を問わず、全ての大学・高専生(約50万人卒/年)が、課程にて初級レベルの数理・データサイエンス・AIを習得すること、多くの社会人(約100万人/年)が基本的情報知識と、データサイエンス・AI等の実践的活用スキルを習得できる機会をあらゆる手段を用いて提供することなど、令和7(2025)年までの目標が掲げられている。わが国の大学生の74%(学部学生の78%)の教育を担う私立大学のボリュームゾーンに対する数理・データサイエンス・AI教育を積極的に進めなければ、この計画を達成することは不可能である。

「要望1.(2)」で記したような、「女子は理系に向いていない」といった根拠のないバイアス、初等中等教育における教育体系、雇用環境といった社会システムの壁を乗り越え、数理・データサイエンス・AI教育を通じたリテラシーの涵養、文理の枠を超えたリベラルアーツ教育を含むSTEAM教育を通じた思考力と判断力等の涵養に向け、「総合知」を活かした分野横断教育や文理融合教育の実践、そのための入試改革を進める私立大学における取り組みへの積極的な支援が不可欠である。

(2) ICTを活用した教育の推進

大学教育においては、キャンパスにおける学生同士や学生と教職員との人的交流が不可欠な要素である。一方で、“データやデジタル技術の活用を通じた学生視点の新たな価値の創出”というICTの活用を通じた教育のイノベーションを図っていくことが求められる。そのためには全学生がオンライン授業や対面ウェブ授業に対応する高速通信網や大容量通信の設備インフラが必要となる。

世界の主要大学は、コロナ禍を乗り越え、交換留学や共同研究などを一層推進するために、高度な教育研究のオンライン化に取り組んでおり、とりわけ教育の実践の場である授業のオンライン化は世界レベルで加速していくことが予想される。

質の高いオンライン授業のプログラムに対する継続的、かつ、戦略的な支援が不可欠であり、令和2年度第3次補正予算において措置された「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」のような、世界基準の質の高いICT教育を推進する予算が今後も不可欠である。

(3) リカレント教育の推進

リカレント教育の推進は、産学官においてその必要性が認識されており、私立大学が個人のキャリアアップ、キャリアチェンジに係るニーズに基づく多様なリカレント教育プログラムを用意し、産学が共通の認識のもとで「学び続ける社会を実現」することが必要である。私立大学におけるリカレント教育の推進は、わが国の競争力向上にも不可欠であり、その受益者は社会全体である。

しかし、私立大学等経常費補助金によるリカレント教育の推進に対する支援(社会人の組織的受け入れ)は、平成30(2018)年度に短期大学分を含めて38億円が措置されて以降、令和元

(2019) 年度以降の3年間は各年度3～4億円での推移にとどまっている。

教育未来創造会議の第一次提言にあるように、リカレント教育を私立大学の本来業務として位置づけ、これまで以上に推進していくためには、現在の“賃上げ促進税制”による人的投資（教育訓練費の増加）を行う企業に対する税額控除制度の上乗せ等に加えて、公財政支出による支援の抜本的な拡充が不可欠である。

また、デジタル技術を駆使したハイブリッド型教育の推進と相俟っての社会人の学びの選択肢を広げることともなるデジタルを活用したリカレント教育の推進、職業実践能力の向上に係る人材育成、大学院と企業が連携して高度人材を育成するための教育プログラム構築、現役のIT技術者等を対象としたリカレント教育の推進などに対する重点的な支援、さらには学び直しに係る経済的負担を軽減するための教育訓練給付の対象の拡大や柔軟化を図る必要がある。

さらに「職業実践力育成プログラム」に関して、学生の多様なニーズへのより柔軟な対応が可能となるような認定要件の緩和、正規課程に該当しないリカレント教育に係る授業時間数も多様な教育研究を支える高度専門職同様に補助金配分基準の授業時間数に含めるなどの見直しを求めたい。

併せて、継続的なリカレント教育実施に向けて、大学等が企業や地方公共団体等と必要な人材像を求めるプログラム等について議論する場を設け、大学等が提供できるシーズと産業界のニーズの効率的なマッチングを図るための支援を求めたい。

(4) デジタル、グリーン（脱炭素化等）等成長分野関連の人材育成の推進

私立大学はこれまでも自主性・自律性をもって主体的に時代の潮流をとらえ、社会的ニーズに応えるための挑戦を続けてきた。平成3（1991）年の大学設置基準の大綱化以降は、文化、情報、環境、国際、観光、医療、健康、看護、福祉、食やスポーツといった、新しく多様な学問分野の教育体系の構築にも挑戦してきた。

わが国は“競争力”の低下が指摘される一方で、「ベストカントリー（最高の国）」ランキング（2021〔令和3〕年、USニュース&ワールド・レポート）において2位、「国家ブランド指数」ランキング（2021〔令和3〕年、イプソス）において3位に位置づけられている。これらは同ランキングの評価指標である「国民性」「高学歴」「革新性」「高スキル労働人口」「整備された法的枠組み」「文化」「観光」等の優位性によるものであり、その優位性の源泉は私立大学にあるといっても過言ではない。

公財政支出の低位性がもたらしている人的・物的なハンデキャップを乗り越え、今後の地球社会の持続的発展への寄与が期待されるデジタル、グリーン（脱炭素化等）等に代表される成長分野関連の人材育成を目的として、Society5.0の実現に向けた特色ある教育展開、ITやマーケティング、地域振興の知見・スキル等を有する観光人材の育成、リテラシーレベルの能力取得、リスキリングを実施するプログラム開発や起業家育成教育等に対する支援、成長分野への学部転換等をはじめとする取り組みに挑戦し続ける私立大学への継続的、かつ、大胆な支援が不可欠である。

要望3. グローバル化と地方創生推進に対する支援

(1) 海外からの学生の受け入れや教員の招へい、学生や教職員の海外派遣並びに教育環境の国際化の充実

私立大学等経常費補助金における私立大学のグローバル化に対する支援（大学等の国際交流の基盤整備）は、平成30（2018）年度に短期大学分を含めて53億円、令和元（2019）年度に54億円が措置されて以降は減少し続け、令和3（2021）年度は19億円にまで縮減されている。

私立大学のグローバル化は、海外からの学生の受け入れや教員の招へい、学生や教職員の海外派遣、教育環境の国際化の充実あつてのものである。私立大学の学生、教職員を通じた国際的な人的交流の衰退は、わが国の競争力の衰退にもつながり、結果的にも国益を損なうこととなる。

日本人学生の海外留学支援、外国人留学生等に対する学生募集から就職支援に至る私立大学の取り組み、対面とオンラインによる海外大学とのハイブリッドかつ双方向の教育手法（アクティブ・ラーニング）を通じた国際共同プログラムや国際的な共同学位プログラムの構築、グローバル化を推進する組織体制や教育環境の整備、短期交流を含めた大学間交流の促進等に係る私立大学の取り組みへの支援など、私立大学等経常費補助金の大幅な拡充が必要である。

また、優れた外国人留学生を受け入れる制度である国費外国人留学生制度について、大学推薦によるものについては、その学費を各大学が負担することとされていることにより、私立大学による受け入れを困難にしている実態がある。受け入れ大学が負担する留学生の授業料に係る支援、さらに、平成22（2010）年に廃止された政府開発援助（ODA）外国人留学生修学援助費補助金の復活を要望する。

加えて、現下のコロナ禍やロシアによるウクライナ侵攻の影響等を受けた留学生受け入れに係る大学の経費負担増等への支援を要望する。

（2）地方・地域の知の拠点形成のための地方大学の振興、大都市大学と地方大学等との連携事業等を通じた人的好循環を生む仕組みづくり

私立大学の約6割は大都市圏以外に設置しており、地方に設置する私立大学は、地方に貢献する人材育成や地域社会のニーズに対応した教育プログラムの実施をはじめ、人材育成、生涯学習やイノベーション創出の拠点として、これまでも地方との連携を展開してきている。「地方圏」では、食料だけでなく、自然エネルギー、対人ケア人材（医療・看護、福祉・介護、教育・保育等）の地産地消による「地域循環型社会」の実現を見据えた「地域循環型教育」の推進が必要である。地方創生を実現するためには、地方の私立大学を地域の将来ビジョンにおける地方戦略の中核として位置づけ、地方の私立大学の知の拠点としての機能を強化することが重要となる。

私立大学を地方社会変革の核として位置づけたうえでの継続的な支援として、私立大学等経常費補助金の私立大学等改革総合支援事業のさらなる拡充を図るとともに、共創の場形成支援プログラム、大学発新産業創出プログラム（START）、地域活性化人材育成事業（SPARC）や地域中核大学イノベーション創出環境強化事業等が目的とする私立大学の地方・地域における取り組みについては、私立大学等経常費補助金によって継続的に支援していくことが必要である。

今後も私立大学が地方企業、地方公共団体や他の国公私立大学等との多主体間の連携基盤を強化する取り組みを通じて、産業発展や新産業創出につながるシーズの発見、発掘やそれらを企業のニーズと結びつけるマッチング・コーディネーター、産学連携による課題解決型教育を行う実務家教員、観光資源の開発や産業技術等に貢献する人材等の育成が必要であり、その中心的役割を担う私立大学に対する社会や地域の貢献度を考慮した支援が不可欠である。また、

女性の活躍も含めたりカレント教育、全国の若者や海外からの留学生を惹きつけるような魅力ある取り組みについてのさらなる支援が必要である。

さらに、大都市圏に設置する私立大学にあっても、地方の人口減少の抑制に向けた卒業生の地元への就職支援をはじめ、地方に設置する教育・研究施設等を通じた地域産業振興への貢献、様々なイノベーションの推進、地域医療等、地域固有の人材ニーズへの迅速な対応などに多大な貢献をしてきている。今後も大都市圏の大学による地方創生を担う人材養成機能の強化を通じて、大都市と地方の人材の循環をより一層推進していくことが必要である。

地方大学・地域産業創生事業や地方創生推進交付金等の地方活性化に関する予算については、都道府県境を越えた地域連携の取り組みに対する支援の創設、地方創生に小規模であっても有効な取り組みへの支援が可能となるような申請要件や情報提供の改善、対象となる取り組みや予算の柔軟性の確保を図るなど、より一層私立大学が活用できるよう国は支援すべきである。また、地域における課題への取り組みや都市圏と地方の人的交流を図る取り組みに寄与する私立大学が行う諸活動に対し、地方公共団体が財政支援を行う場合の特別交付税措置による支援の拡充を要望する。

要望 4. 新型コロナウイルス感染症対策に対する支援

(1) 学生の感染防止対策

私立大学に通う学生が安心してキャンパス生活を送ることができるよう、大学の施設等における感染予防のための対策や衛生環境の改善は引き続き必要であり、ワクチンの接種機会の提供（大学拠点接種）等が生じた場合は、大学の経費負担への支援を要望する。

学内感染者の早期発見・二次感染の防止及び実習等の目的のために、適時適切にPCR検査や抗原検査の受検が可能となるよう、検査費の負担軽減に係る支援が必要である。

また、厚生労働省が推奨する一人当たり毎時30m³以上の換気量、または換気回数（室内の空気が入れ替わる回数）を確保するための教室の換気設備の整備をはじめとする感染症拡大防止策、保健センターの機能整備など、学生の学びの保障のための継続的な支援が必要である。

(2) 私立大学病院における医療・福祉系人材育成

大学病院は、新型コロナウイルス感染症治療の最前線として、そして高度先進医療の提供及び地域医療の最後の砦としての役割を担っている。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大は大学病院の経営を圧迫し、規模の大きい大学病院は収支への影響も甚大である。医療インフラの確保や今後の医療分野の進展のためにも、大学病院に対する政府による全面的支援が必要である。

また、私立大学病院では、医学生のみならず、歯学科、看護学科、薬学科、栄養学科、診療放射線学科、心理学科、福祉学科、理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚学科、視能訓練学科、臨床工学科、臨床検査学科、歯科衛生学科、救急救命学科、鍼灸学科、スポーツ学科、診療情報管理学科、医療秘書学科などの学生が日々臨地実習を受けている。これらの実習は、国家試験の受験資格の要件となっているものがほとんどであり、私立大学病院はそれらの課程の根幹を担っている。この機能を維持し続けていくことは、医療従事者の育成のために不可欠である。様々な国家資格制度を担う人材を永続的に輩出し続けるための教育研究の質の担保のため、私立大学病院に対する支援が必要である。

【重点要望項目】

要望 1. 私立大学経営の健全性向上のための支援の拡充・強化

＜要望事項＞

- (1) 公財政支出による経常的経費の2分の1補助の実現
- (2) 消費税に係る負担軽減のための公財政支出の見直し・拡充
- (3) 専門職大学等に対する財源の確保

(1) 公財政支出による経常的経費の2分の1補助の実現

私立大学経営の健全性向上のためには、「教育条件の維持・向上」「学生の修学上の経済的負担の軽減」「経営の健全性の向上」を目的とする私立学校振興助成法に基づく私立大学等経常費補助金による「2分の1補助」の実現が図られるべきである。

現下の補助金政策は、定員充足状況を教育の質と同一視し、「メリハリ付」の趣旨のもとに定員未充足を理由とする補助金減額強化の傾向にある。しかし、定員未充足の原因は、各大学が立地する地域の大学進学率、大学卒業後の就業環境や国公立大学間の授業料等に係る経済負担の違い等にもあり、定員充足状況が教育の質に直結するものではない。特に経済負担の違いに関わっては、公設民営大学等の私立大学の公立化により、学生にとっての授業料をはじめとする経済的負担が減少することで、教育研究の質が変わらずとも志願者が急増することからも明らかである。私立大学等経常費補助金の配分に際しては、定員充足状況に着目した基準に重きを置くのではなく、私立大学が立地する地域の諸環境にも配慮しつつ、ガバナンス・マネジメントや教育研究に係る改革、情報公開を進める私立大学への支援の積極的な拡充や、現行の学部単位、単年度単位による定員管理状況の反映に係る見直しが求められる。近年の特別補助では、定員未充足を理由とする圧縮率により、大幅に補助額が減額されるほか、補助事業に対する支援期間の短縮等により、支援措置の対象となる大学の事業達成に向けた取り組みに多大な影響を及ぼしており、改善が必要である。

修学支援新制度や奨学金の対応、私立大学等経常費補助金をはじめとする各種補助金の申請等に係る業務は、専門的かつ複雑化しており、業務負担軽減に向けたシステム導入・改修、委託費、人件費（臨時雇用含む）、学生支援（振込手数料、送料等含む）等の新たな経費を大学運営に係る経常的経費として位置づけ、私立大学等経常費補助金の一般補助の増額が図られるべきである。

また、“新たな日常”の定着に向けて展開される教育活動においては、大学と学生との物理的距離が生じさせてきた様々な弊害を解消することとなるICT教育の推進のための支援とともに、教育研究、医療や社会貢献を推進するためのDX化が不可欠である。ICT教育の推進に関わっては、学校等の非営利の教育機関における授業の過程で行う公衆送信（インターネット送信等）を可能にする補償金制度について、令和4年度に引き続き、私立大学等経常費補助金を通じた政府による支援がなされるべきである。DX化に関わっては、その運用に係る支援（人件費や委託費等）、教職員の働き方改革にも資するテレワークに係る環境整備、マイナンバーカードによる健康保険証利用を可能とするための私立大学病院における環境整備に係る継続的かつ手厚い支援が不可欠である。

(2) 消費税に係る負担軽減のための公財政支出の見直し・拡充

消費税率の段階的な引き上げに関して、私立大学の控除対象外消費税等に係る負担は、特に

購入機器等の高額な医歯薬系や理工系・実験系の大学により深刻な影響を与えている。私立大学を対象にしたアンケートによれば、消費税率10%のもとでの一法人当たりの実質負担額は、最大約86億円、平均でも約10億円に増加していることが推測される。

私立大学ではこれまで経費節減に努め、消費税率の引き上げに伴う負担増を部分的に吸収してきたが、そうした取り組みには限界があり、私立大学における控除対象外消費税等に係る負担を学生納付金等の値上げによって学生に負担させることは困難である。

現状においても私立大学にとって実質的な負担の増加となっていること、令和元（2019）年10月の消費税率の引き上げによって、さらなる控除対象外消費税等の負担が拡大している現状を踏まえ、私立大学等経常費補助金の大幅な拡充が不可欠である。また、1）高等教育費に係る家計負担依存からの脱却は社会保障的側面を有しており、わが国の社会保障制度を、子供・若者から高齢者まで誰もが安心できる「全世代型の社会保障」へ大きく転換していく必要があること、2）教育の機会均等と格差の固定化の解消を目指した修学支援新制度は、消費税率引き上げによる財源を活用して実施されていること、などを踏まえ、消費税収入の教育目的への充当の実現を強く要望する。

以上の内容を踏まえ、「高等教育に対する公財政支出の低位性」「家計負担依存並びに大学進学機会の不均等」「不合理な国私間格差の存在」の問題解決のために、次のような高等教育に係る新たな公財政支出の方策を提案する。

【方策】学生の「教育」に係る経常的経費の国私間格差の是正（平成2年度決算）

- ① 私立大学の「教育」に係る学生1人当たり費用について、国立大学の国費負担額と同程度（学生数59.9万人に対し運営費交付金等1兆3,843億円の2分の1〔6,922億円〕）を教育に対するものと仮定し、その2分の1を国費で負担する。

私立大学への補助額

$$= \underline{\text{約1兆2,460億円（約9,547億円増）}} \quad [6,922\text{億円} \div 60\text{万人} \times 216\text{万人} \div 2]$$

- ② 私立大学（大学部門）の経常的経費（教育研究経費＋人件費（退職金関連除く）＋管理経費：約3兆3,185億円）のうち「教育」に係る経費を60%と仮定し、その2分の1を国費で負担する。

私立大学への補助額 = 約9,956億円（約7,043億円増）

- ③ 国立大学の「教育」に係る経費への公財政支出（6,922億円）と私立大学等経常費補助金交付額（2,913億円）の範囲（9,835億円）で、国立と私立を学生数の比率（2：7）に応じて、同じ水準の負担額（私立は2分の1を国費負担）とする。

国立大学運営費交付金から私立大学等経常費補助金への約3,346億円の移行

○私立への国費負担（必要額） $9,835 \div (2 + [7 \div 2]) \times 7 \div 2 \doteq 6,259\text{億円}$

○国立への国費負担（必要分） $9,835 \div (2 + [7 \div 2]) \times 2 \doteq 3,576\text{億円}$

○私立への国費負担（増額分） $6,259\text{億円} - 2,913\text{億円} = 3,346\text{億円}$

※6,259億円＝私立大学等の経常的経費の約19%

この新たな公財政支出の考え方による方策は、大学進学の世界均等として「一億総活躍社会の実現」や「人材への投資による生産性の向上」の礎となる。格差固定化の解消、安心な子育て環境の醸成を通じた少子化対策においても有効な手立てとなると考えられる。

「重要要望項目 要望2」の観点とも相俟って、高等教育の国私間格差の是正と家計負担から

の脱却による教育の機会均等に向け、私学助成の大幅な拡充とともに、将来的には現行の授業料を参考にした設置形態ごとの標準授業料や全大学共通の標準授業料を設定し、全学生を対象に入学・在学時の授業料負担を軽減させ、卒業後に個人的便益の一部を所得に応じて拠出する『高等教育機会均等拠出金制度（仮称）』による学生修学支援の新たなスキームを創設すべきである。

(3) 専門職大学等に対する財源の確保

専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として誕生した「専門職大学」及び「専門職短期大学」が順次完成年度を迎えることとなる。

本制度創設に係る学校教育法の一部を改正する法律（平成29年5月31日法律第41号）の法律案に対する附帯決議において、「専門職大学等の制度化により、私学助成の対象となる学校数が増加することが予想されることから、専門職大学等を含めた私立学校の更なる経営基盤の安定化につながるよう、私学助成関係予算の大幅な増額を図ること。」が附されている。同決議に基づき、専門職大学等への財源確保を含めた私学助成の総額増額を強く要望する。

要望2. 安定した修学環境確保のための経済的負担の軽減に向けた支援の拡充・強化

<要望事項>

(1) 日本学生支援機構の給付型奨学金をはじめとする奨学事業に係る施策の拡充・強化

(1) 日本学生支援機構の給付型奨学金をはじめとする奨学事業に係る施策の拡充・強化

日本学生支援機構による奨学金事業は、日本国憲法並びに教育基本法に定められた「教育の機会均等」の理念のもと、経済的理由により高等教育機関への進学を諦めることがないように学生を支援するための重要な事業であり、上記の例示による取組方策とともに、引き続き施策の拡充・強化、特に給付型奨学金のさらなる充実を求める。

要望3. 学生の主体的な学びの推進のための大学教育、多様な人材育成のための大学改革への支援の拡充・強化

<要望事項>

- (1) 多様な教育研究活動を支える専門人材等に係る支援**
- (2) 教員養成、医療人材育成等に係る支援**
- (3) 教育の質的転換を図る取り組みへの支援や教育施設整備に係る支援**
- (4) 新たな教育方法に係る人材の確保や制度の整備に対する支援**
- (5) 入学者選抜の拡大・充実やアドミッション・オフィスの整備・強化への支援**
- (6) 障害のある学生の修学機会を保障するための取り組みへの支援**
- (7) 「国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進」のための予算に係る国私間配分のあり方の見直し**

(1) 多様な教育研究活動を支える専門人材等に係る支援

多様な教育研究を支える高度専門職（アドミッション・オフィサー、カリキュラム・コーディネーター、リサーチ・アドミニストレーター〔URA〕、インスティテューショナル・リサーチャー〔IRer〕、産学官コーディネーターや地方創生オルガナイザー等）においては、「1

週間の割当授業時間数6時間」という基準を満たさない専任教員を採用した場合であっても「補助金算定の基礎となる専任教員等の認定基準」の対象とすることを要望する。

また、公財政支出の公私間格差は、学生数に比しての教育研究活動を担う教員数、さらには教育研究活動を支える職員数に大きく影響を及ぼしており、教育現場の負担は過重なものとなっている。学生が安心して学修に勤しむことのできる環境づくりのためには、職員の活躍が不可欠であることから、私立大学等経常費補助金の算定要因となる教職員数に関わって、教員一人当たり学生数の改善とともに、職員一人当たり学生数の改善に対する国の財政支援の拡充を要望する。

(2) 教員養成、医療人材育成等に係る支援

① 教員の養成、資質向上のための支援

私立大学は、教職課程のあり方について、地方公共団体や学校等と連携・協働しながら「教職実践演習」をはじめとする理論と実践を架橋するカリキュラムを編成するなど、授業方法等の開発と工夫に努めている。建学の理念に基づく私立大学の独自性・多様性は、社会の変化に対応する教員養成の観点から重要な意味を持つため、教員の資質向上と待遇改善に向けた環境整備と人件費における国の支援の拡充を要望する。

② 地域医療、高度医療に係る人材育成のための支援の拡充・強化

わが国の超少子高齢化問題は今後ますます深刻化し、地域の医療や介護を支える人材並びにがん医療などの高度化を支える人材の育成は喫緊の課題である。高い使命感と倫理観を兼ね備えた質の高い医療人育成を推進するための特色ある教育研究プログラムへの支援が必要である。

(3) 教育の質的転換を図る取り組みへの支援や教育施設整備に係る支援

学修者本位の学びの多様化や深化のための大学教育の質的転換に向けた取り組みを推進するため、私立大学におけるIR機能の推進、学生の主体性・協働性を育むアクティブ・ラーニングの推進、学修成果の把握・評価による教育内容・方法の改善、教育の質的転換を支える人材配置・育成、少人数授業や双方向授業を実施する学修施設や図書館の機能強化、ICT環境整備等、多様な学修の場の整備に対する国の財政支援の拡充を要望する。

また、学生の知識・技能だけでなく、三つのポリシーの実践を通じた主体性・協働性を含めた3要素を入口から出口までバランスよく測定することによる教育の質向上、さらには学修経過の可視化を通じた学生自身による学修意欲向上のための学生ポートフォリオの構築と充実に向けた支援が不可欠である。

(4) 新たな教育方法に係る人材の確保や制度の整備に対する支援

フィールドワーク型授業、サービス・ラーニング、インターンシップ、社会体験活動や留学経験、さらにはボランティアやクラブ・サークル活動などの取り組みは、学生の学びへの動機づけを強めるとともに、キャリア教育の側面でも高い教育効果を生んでいる。

新たな教育方法に係る知識を有し、大学や企業、地方公共団体等との調整を行う専門人材の確保や授業時間内外に学生の学修活動を支援するスタッフとしてのラーニング・アシスタント制度の整備に対する国の財政支援を要望する。Society5.0人材の育成に資する産学協働による

共同研究、PBL型教育の推進や、産学協働によるインターンシップ、とりわけ理系・博士課程におけるジョブ型研究インターンシップの推進に対する支援の実施、推進に取り組む私立大学へのより積極的な支援が必要である。

(5) 入学者選抜の拡大・充実やアドミッション・オフィスの整備・強化への支援

私立大学における多様な人材輩出に向け、多面的・総合的で丁寧な評価による入学者選抜の拡大・充実や、入学者選抜を支える専門家集団から成り立つアドミッション・オフィスの整備・強化への支援を要望する。

(6) 障害のある学生の修学機会を保障するための取り組みへの支援

「経済財政運営と改革の基本方針2022」では、障害のある子供の学びの環境整備、障害者等の様々な体験活動やこれを含む生涯学習、就労支援の推進が求められている。私立大学における障害のある学生の学修機会を保障するため、オンライン授業の質の担保の観点も含まれた学生それぞれのニーズを踏まえたきめ細かな支援が不可欠であり、そのための国の支援の一層の充実を要望する。また、私立大学における障害のある教職員の就労に係る支援についても支援の強化を要望する。

(7) 「国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進」のための予算に係る国私間配分のあり方の見直し

国公私共通の競争的資金として予算化されている「国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進（令和4年度予算総額133億円）」の事業内容は、先導的教育研究や高度医療等が中心である。長年の国私間格差を顧慮しない競争を私立大学に強いることとなりがちであり、国立大学のための予算と言っても過言ではない。

同事業に係る採択件数の充実を図りつつ、国私間の配分等を検証し、「設置形態の違いのみに依拠した」公財政支出から「教育の質に応じた」予算とするとともに、多くの私立大学が大学教育再生を奮励し申請意欲を湧き起こすよう、魅力ある予算への転換の実現を要望する。

要望4. 教育研究の高度化のための施設・設備への支援の拡充・強化

<要望事項>

- (1) 私立大学の教育研究の施設、設備装置の高度化並びに整備充実のための支援**
- (2) エネルギーの長期的な安定確保と低炭素社会の実現に向けた取り組みへの支援の拡充・強化**

(1) 私立大学の教育研究の施設、設備装置の高度化並びに整備充実のための支援

大学の施設・設備は公共財としての性格を有するとともに、教育研究活動の発展の基盤であり、たえず整備・充実とさらなる高度化が求められる。Society5.0に向け、私立大学の多様で特色ある教育研究の一層の高度化、研究基盤の強化並びに国際競争力強化のための施設・設備関連補助事業の推進は不可欠であり、私立大学の装置・設備の整備に係る支援の拡充が必要である。

私立大学を対象に、多様で特色ある研究を支援してきた国の補助事業（私立大学学術研究高度化推進事業や私立大学戦略的研究基盤形成支援事業等）の復活・拡充を強く要望するとともに

に、研究施設、設備や装置、メンテナンスを行う技術員の人件費等、研究基盤の整備を総合的に支援する制度の継続的な実施を要望する。

「重点要望項目 要望1(2)」でも記したように、消費税率の引き上げにより、私立大学の控除対象外消費税等に係る負担は、購入機器等の高額な医歯薬系や理工系・実験系の大学においては甚大である。とりわけ医学部を設置する私立大学においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、医療や研究分野において検査、病床の確保、治療法、新薬の開発などの対策を進めるなどしてきたことを踏まえ、安定した医療提供体制構築のための大学病院に対する継続的な支援が必要である。医療従事者の教育にあつては、卒前卒後のシームレスな医学教育の実現を目指して開始されたStudent Doctor制度では、病院内の施設設備を用いていることも踏まえ、補助対象とすることを要望する。

私立大学の多様で特色ある教育研究の推進に応え、努力している私立大学にインセンティブが働くよう、私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助及び私立大学等研究設備整備費等補助金(教育基盤設備)に係る補助率の充実(2分の1から3分の2に改定)を要望する。また、教育研究拠点の裾野を広げる観点から、大学に配分される国の公募型資金と連動した採択方式とするなど、弾力的な執行を可能とする措置を講じることを要望する。

(2) エネルギーの長期的な安定確保と低炭素社会の実現に向けた取り組みへの支援の拡充・強化

わが国全体のエネルギーの長期的な安定確保と気候変動問題への対応は、わが国のみならず世界にとっての喫緊の課題である。カーボンニュートラルによるグリーン社会、脱炭素社会の実現と安定的なエネルギー供給を目指し、再生可能エネルギー普及の大幅な拡大に向けた技術革新のための研究開発等の取り組みを促進する必要がある。

再生可能エネルギー技術に関する研究開発とともに、太陽光発電の導入、節電に資する窓等の高断熱化など、節電や温室効果ガス排出抑制に効果のある省エネルギー設備の積極的な導入に対する財政支援の拡充を図る必要がある。

要望5. 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に向けた支援の拡充・強化

<要望事項>

- (1) 世界をリードする質の高い大学院教育のための重点的支援
- (2) 科学研究費助成事業(科研費)の拡充と早期の全種目完全基金化
- (3) 国の競争的研究費等における間接経費の適切な措置
- (4) 人文・社会科学分野の研究力・人材育成強化のための支援
- (5) 特色ある共同研究拠点整備のための支援
- (6) 若手研究者育成のための支援
- (7) 女性の活躍推進のための支援
- (8) リサーチ・アドミニストレーター育成・確保のための支援
- (9) イノベーション創出に資する研究活動に対する研究開発投資
- (10) 電子ジャーナル購読料の高騰への対応及びオープンアクセスジャーナルへの投稿促進等に係る支援
- (11) 研究者の安定的な研究環境を整備するための支援
- (12) 公的研究費の審査における新たな評価指標の導入

イノベーションの創出力の強化のためには、私立大学の研究と研究者養成機関の質を高めることが必要である。しかし、わが国の研究力の現状に目を転じると、科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2021」によれば、研究力を表す指標の一つとされるTop10%補正論文数（分数カウント）は、世界第4位（平成9〔1997〕年から平成11〔1999〕年3年平均）から世界第10位（平成29〔2017〕年から令和元〔2019〕年3年平均）へと順位を下げている。また、国際的に注目度の高い研究領域に、日本が十分に参画できていない状況になりつつある。こうした低下の要因には、研究者を取り巻く状況の悪化がある。

研究者を取り巻く状況の悪化の要因の一つは、公的な研究資金の少なさにある。わが国の研究開発費全体における政府の負担割合は、主要国の中において最も低く、その割合も年々低下傾向にある。また、大学における研究費についても、国公立大学は「政府」からの資金（一部自己資金〔大学の自己収入である学費等〕を含む）が9割以上を占める一方、私立大学は約9割が自己資金であり、公的な支援において大きな格差がある。また、私立大学の独自性を尊重し、私立大学の多様で特色ある研究を支援してきた国の事業〔私立大学学術研究高度化推進事業（平成19〔2007〕年度まで）、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（平成20〔2008〕年度～平成27〔2015〕年度まで）、私立大学研究ブランディング事業（平成28〔2016〕年度～平成30〔2018〕年度（新規受付）まで）〕も終了し、私立大学の研究資金の確保は危機的状況にある。独自性を尊重した継続的かつ柔軟な支援を図るため、私立大学に対しては、一律で総花式的な支援ではなく、各大学の独自性を尊重した戦略的な支援及び評価が必要である。

政府がとりまとめた「統合イノベーション戦略」では、「知の創造」に向けた大学改革等によるイノベーション・エコシステムの創出と戦略的な研究開発の推進、「知の社会実装」に向けた世界水準の創業環境の実現等を図っていくこととされている。それらの取り組みを推進し、基盤的な力の強化を実現し、諸科学の調和ある発展を成し遂げていくためには、私立大学の様々な分野における特色に溢れた多様な教育研究を源泉とすることが不可欠である。科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に取り組むための支援の拡充を図るとともに、私立大学の地域貢献、国際化、教育研究の高度化を目的とした大学改革を加速する競争的資金の拡充・創設を要望する。

（1）世界をリードする質の高い大学院教育のための重点的支援

イノベーションの連鎖を生み出す環境を整備するためには、新たな学問分野や急速な技術革新に対応できる高度な専門知識と幅広い応用力を持つ人材の育成が重要である。

イノベーション人材育成の中核的な役割を果たす大学院段階、特に社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人の養成に目的を特化した専門職大学院において、分野や事業規模の大小を問わず、最新の情報や高度な知識・技能を活用し世界で活躍する人材育成に向けた質の高い教育研究活動を行う私立大学への重点的な支援が必要である。また、産業界をはじめ広く社会で活躍できる新たな知の創造と活用を主導する博士人材を育成するため、国内外の産業界や研究機関との組織的連携の下、世界最高水準の教育力と研究力を有する「卓越大学院」の形成や、「総合知」の観点を踏まえた人文・社会科学分野の特色ある大学院教育の実現を目指す私立大学への支援が必要である。

（2）科学研究費助成事業（科研費）の拡充と早期の全種目完全基金化

将来のイノベーションを創出する基幹的な研究費である科学研究費助成事業は、既存の分野

の枠を超えた異分野融合や新分野の研究の芽を育み、研究者の自由な発想に基づいた基礎から応用までのあらゆる分野を対象とする唯一の制度であり、そのさらなる拡充と新規採択率の目標（30％）の達成を目指すことが必要である。その際、「科研費若手支援プラン」等の実行による研究成果の切れ目ない創出に向けた研究者の多様かつ継続的な挑戦への支援や、新興・融合領域の開拓強化に向けた挑戦的な研究への支援、ハイレベルな国際共同研究への大規模かつ安定的な支援の充実等を着実に進めることが必要である。また、科研費の基金化は、複数年度にわたり柔軟な使用を可能とした画期的な改革として、研究成果創出に多大な効果をもたらすものであることから、早期に全種目を完全基金化する必要がある。

（３）国の競争的研究費等における間接経費の適切な措置

研究成果の持続的創出に向けて、分野融合、国際展開や産学連携等の推進のための持続的な研究環境を整備するため、国のすべての競争的研究費について、間接経費を適切に措置（最低30％）することが必要である。また、研究費以外の大学改革等を支援するための競争的経費についても間接経費を適切に措置するとともに、研究代表者の人件費の一部について、研究費の直接経費から支出可能とするなど競争的研究費改革を進める必要がある。

（４）人文・社会科学分野の研究力・人材育成強化のための支援

社会を牽引するイノベーションの創出のための研究力の向上はもとより、諸科学の調和ある発展（知の統合や分野を超えた総合性、社会的要請への積極的貢献など）を目指し、私立大学の個性や特色に溢れた人文・社会科学分野を中心とした課題設定型の研究・教育プロジェクトへの支援やデータ駆動型研究への支援、データ利活用基盤の整備等の拡充を図る必要がある。

（５）特色ある共同研究拠点整備のための支援

私立大学の多様な建学の理念に基づき設置された研究ポテンシャルの高い研究所について、学外の研究者による共同利用・共同研究に活用することを通じて、研究分野全体の研究水準の向上や異分野融合による新たな学問領域の創出を図ることが不可欠である。共同利用・共同研究活動を維持・強化しつつ、わが国の研究力をより一層向上させる観点から、私立大学の研究ポテンシャルを最大限に活用することが可能となる特色ある共同研究拠点の整備に対する支援について、拠点のネットワーク化や設備の充実、人材育成機能の強化、研究活動の遠隔化・自動化、組織間の連携強化、分野融合の推進、大学共同利用機関との連携等に資するよう一層の拡充が必要である。

（６）若手研究者育成のための支援

研究者のキャリアパス確立に向けた取り組み、博士課程の学生や若手研究者が海外で研究従事した後の帰国後のポストの確保など、若手研究者にとって将来展望が描けるような環境整備の促進が必要である。このため、若手研究者の登竜門である日本人博士研究員の雇用、さらには海外からの若手研究者の招へいを実現するための支援の充実が必要不可欠である。また、研究者としてのキャリアパスを明確化するとともに、若手研究者が自立して研究に専念できる支援が不可欠なことから、「特別研究員事業」「海外特別研究員事業」「創発的研究支援事業」、テニュアトラック制や優秀な若手研究者が独立した環境で挑戦できる機会（卓越研究員事業）の普及・定着を図るなど、優れた若手人材の育成環境の整備を拡充する必要がある。さらに、

産業界へのキャリアパスを拡大・促進するための制度（年俸制やクロスアポイントメント制度）の導入により、新たな価値を生み出して課題解決できる研究者を産学が協働して育成する取り組みへの支援が必要である。

（7）女性の活躍推進のための支援

人口減少社会を迎えるわが国において、社会の活力と国際競争力を維持・強化するとともに、私立大学の教育研究活動を活性化するためには、最大の潜在力であり、多様な視点や発想を取り入れることを可能とする女性の活躍を推進することが重要である。

① 科学技術イノベーションを推進する女性の理工系人材育成のための支援

科学技術イノベーションを推進するため、理工系をはじめとする科学技術・学術分野に進学する女性への奨学金や授業料免除などによる経済的支援をはじめ、理工系に学ぶ女性を一貫して支援するための体制づくりのための支援が必要である。

② 学業や研究の両立のための支援

女子学生や女性研究者が安心して能力を最大限発揮し活躍できる環境整備のため、研究と妊娠・出産等のライフイベントを両立するための研究サポート体制整備等への取り組みに対する支援の充実、育児休業取得に係る研究中断後の復帰支援のための研究奨励金等の給付拡大を要望する。

（8）リサーチ・アドミニストレーター育成・確保のための支援

大学の研究現場において、研究活動の活性化や大学の研究マネジメントの強化のため研究者とともに競争的資金の申請、採択後の進行管理、知的財産の管理・活用等の研究マネジメントを総合的に行う専門人材が強く求められている。こうした専門人材を活用し、大学の研究推進体制の充実・強化を図るため、大学の規模や研究分野にも配慮しつつ、教育研究活動を支える中核的人材であるリサーチ・アドミニストレーターの育成・確保に資する質保証の実施や、その確保・活用を進めてきた研究大学強化促進事業の成果・効果等を踏まえつつ、研究マネジメント体制・機能の強化に対して着実な支援を行い、大学研究力の強化・底上げを図る必要がある。

（9）イノベーション創出に資する研究活動に対する研究開発投資

先端技術、バイオ分野、観光・農業等の分野におけるイノベーションの創出に向け、国立大学に先んじて様々な研究活動を展開している私立大学に対する研究開発投資の拡充を図る必要がある。

（10）電子ジャーナル購読料の高騰への対応及びオープンアクセスジャーナルへの投稿促進等に係る支援

学術ジャーナルは、研究成果の公表の場であるだけでなく、公表された研究成果が刺激となって新たな研究活動に結びつくことで、わが国の研究力の向上と、それらの成果の還元を通じて社会の発展にとっても大きな意義を有している。しかし、電子化が進む学術ジャーナルの購読料は高騰を続け、各大学は例外なく購読規模の縮小に追い込まれており、研究者のジャーナルへのアクセスが限定されることは今後の研究に大きな影響を及ぼしかねない。大学の教育研

究環境を脅かすこの状況は、個々の大学の努力では解決できない国家的規模の緊急事態であり、国として根本的な対応策を早期に講じるとともに、それまでの過渡的な支援として電子ジャーナルの購読費に対する補助を要望する。

また、個人研究費を圧迫することなくオープンアクセスジャーナルへの投稿の促進やオープンアクセスジャーナル普及の観点から、投稿実績などを算定基礎とした、大学によるオープンアクセスジャーナルへの論文出版料負担時の補助を要望する。

(11) 研究者の安定的な研究環境を整備するための支援

研究者が育児休業中及びその復帰後に研究を円滑に継続できるよう、研究補助者を雇用できる制度に対する補助金や奨励金の給付の拡大、保育施設の学内設置の支援やその運用費用の補助、個人で学外の保育施設やベビーシッターを利用する費用の補助の充実を図る必要がある。また、研究者が研究や授業の実施の際に介護サービスを受ける費用の補助の実現を図る必要がある。

(12) 公的研究費の審査における新たな評価指標の導入

米国のNational Science Foundation（NSF）における研究費審査においては、Intellectual Merit（知的メリット）に加えてBroader Impact（波及効果）という審査項目があり、この波及効果には、人材育成等への寄与が含まれている。わが国の各研究費配分機関においても、事業の特性に応じ「人材育成」の観点による評価指標が導入されるべきである。

また、文部科学省所管の科学技術振興機構（JST）、経済産業省所管の新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、総務省所管の情報通信研究機構（NICT）、厚生労働省所管の日本医療研究開発機構（AMED）等の研究費配分機関に「大学別の配分額」と「国立大学、公立大学、私立大学」への配分額の公表を求めたい。

要望6. スポーツの振興、文化芸術立国の創造に資する大学資源の活用並びに人材育成に係る取り組みへの支援の拡充・強化

<要望事項>

(1) スポーツの振興に資する取り組みへの支援

(2) 文化芸術立国を担う人材育成、文化芸術施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取り組みへの支援

(1) スポーツの振興に資する取り組みへの支援

大学におけるスポーツの振興は、大学のスポーツ施設の地域住民への開放や総合型地域スポーツクラブの運営を通じて、大学の枠内にとどまらず、広く国民の健康増進に資するとともに、地域社会への貢献へとつながる。

基盤的経費への支援とは別に、スポーツ関係予算を拡充し、学生アスリートの学業支援のためのティーチングアシスタントの導入やオンライン授業の充実、私立大学におけるスポーツ教育研究の充実や指導者の育成、大学スポーツ施設の活用を通じた地域貢献活動、地域活性化等に係る取り組み、海外協定校等とのスポーツ交流等の課外活動等、私立大学が地域社会におけるスポーツの拠点として担っている様々な取り組み（①スポーツボランティア、障害者スポー

ツ支援、生涯スポーツの促進等、スポーツ振興を担う人材育成、②わが国のトップアスリートの養成、③大学スポーツ施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等)への支援を要望する。

(2) 文化芸術立国を担う人材育成、文化芸術施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取り組みへの支援

わが国のグローバル化を推進していくためには、私立大学が構築してきた多様で重層的な知的資産を活用し、わが国の歴史や伝統に基づいた文化を継承する人材の育成が重要である。私立大学は、クールジャパンと呼ばれる現代の社会情勢を反映したサブカルチャーの発信源としても不可欠な機関である。日本人としてのアイデンティティと幅広い教養を持ち、日本文化を世界に発信することを目指し、日本の芸術教育・文化発展に寄与する教養豊かな人材育成のための私立大学の取り組み等に対する支援の拡充を図る必要がある。

要望7. 安全・安心な教育研究環境の実現並びに被災地復興、被災学生のための支援の継続・拡充等

<要望事項>

- (1) 安全・安心な教育研究環境の整備に係る支援（時限措置となっている耐震改築に係る支援の延長や、耐震改修、防災に係る支援における国私間格差の是正）**
- (2) 私立大学に係る激甚災害（本激）並びに局地激甚災害（局激）による被災学生に対する授業料減免等事業支援**
- (3) 私立大学の防災拠点機能の強化と安全・安心のための支援**
- (4) 原子力災害による被災学校法人等に対する重点的支援**

(1) 安全・安心な教育研究環境の整備に係る支援（時限措置となっている耐震改築に係る支援の延長や、耐震改修、防災に係る支援における国私間格差の是正）

私立大学の施設は、学生の学修や教育研究活動を営む場である。また、非常災害時においては、被災地域の避難住民の受け入れや復興に向けたボランティアセンター等として、防災・減災や復旧・復興を支えている。私立大学が地域の防災・減災や復旧・復興の拠点としての機能を強化するための取り組みに対する継続的な支援を要望する。

文部科学省によると、耐震化率については国立大学の99.5%に対し、私立大学は約95.0%と、約4.5%の差が存在している。学生の生命・健康・安全を確保する施策において、国立大学と私立大学との間に差を設けることがあってはならず、私立大学の施設も公共財である。

私立大学の施設の耐震化については、これまでもその重要性を踏まえ、積極的に取り組みを進めてきた。一方で、私立大学は国立大学と違い2分の1補助という制約があるうえに、施設の中には文化財建造物としての指定を受けた建物等も存在しており、それらの耐震化を進めるに当たっては、通常の建物より高度な技術、高額な費用と時間を要するなど、耐震化の完了まで時間を要することから、耐震化が完了するまでの間の支援の継続、拡充を要望する。

(2) 私立大学に係る激甚災害（本激）並びに局地激甚災害（局激）による被災学生に対する授業料減免等事業支援

激甚災害を受けた大学の災害復旧事業に対する国の支援について、国立学校施設については

復旧費の全額が補助される一方で、私立学校施設については、激甚災害（本激）については復旧費の2分の1、局地激甚災害（局激）については5分の2の国庫補助となっており、国私間において格差がある。本激、局激のいずれにおいても国立大学に対する措置を踏まえた補助率の嵩上げ措置など国の支援を強く要望する。被災地の学生の修学環境は大きく損なわれており、特に被災した私立大学の学生等が安心して学修を継続できるよう、授業料減免等事業支援の継続・拡充を要望する。

（3）私立大学の防災拠点機能の強化と安全・安心のための支援

私立大学はこれまで、被災時には被災地域における避難住民を受け入れ、被災後には復興に向けたボランティアセンター等として、地域における重要な拠点の役割を担うなど、復旧・復興を支えるとともに、地域コミュニティの防災拠点としての役割も担っている。

教育研究施設以外の施設の耐震化をはじめ、備蓄倉庫や自家発電設備等の整備、非常食や毛布等配布用備蓄品の購入に対する支援等、防災拠点機能を維持・強化するための取り組みに対する支援を図る必要がある。また、これまで実施されてきている地域復興センターや地域コンソーシアムによる被災地域の大学の知的資源を活用した取り組み（コミュニティ再生、産業再生、復興の担い手育成、医療再生、ボランティア活動など）に対する支援について、産官学連携機能を一層強化できるような継続的な支援が必要である。防災教育・研究機能の強化・推進により、国はもとより地域の防災行政に資する教育・研究に取り組む大学の体制整備等に係る支援も必要である。

（4）原子力災害による被災学校法人等に対する重点的支援

地域復旧と再生を地元の地方公共団体とともに担い、活動を続ける周辺地域の私立大学に対しては、特段の支援措置を講じる必要がある。

また、国公立大学の枠組みを超えて、原子力分野の研究者の結集を図り、原子力災害の収束に向けた取り組みや安全性確保に関する研究（除染の研究を含む）、メンタルケアを行う人材の養成等に全力を注ぐべく適切な支援措置を講じる必要がある。

《付記》 令和5年度私立高等専門学校関係政府予算に関する要望

【要望の趣旨】

幅広い個性を有する学生を育て、多くの卒業生を地域に送り出す等、地方創生にも大きく貢献している私立高専は、ものづくり立国日本を支える多様な高等教育機関として、国からの手厚い財政支援が重要なことと考えます。

【要望の背景】

○ 高専の現状

近年、高専に対して機能強化が謳われる中で、Society5.0に求められる人材育成として、数理・データサイエンス・AI教育やロボット利活用の教育プログラムの導入、高度化・国際化の推進等、政府・産業界からの期待や東南アジアを中心に諸外国からも関心が高まっています。

その高専は国公立合わせて57校（国立51校、公立3校、私立3校）ですが、私立高専は全高専の僅か5%であり、70%を占める私立大学とは大きく異なります。私立高専がこれ程少ない要因には、私立高専固有の財政上の問題があるからです。

○ 国公立高専との費用負担格差

私立高専は、原則学納金収入で経営を行っており、国からは私立大学等経常費補助金が交付されていますが、高等教育機関であるために、地方自治体からの財政支援は充分ではなく、国・公立高専との格差に加え、学齢が同じ私立高校との間にも格差が生じています。

後期中等教育（高校）に相当する高専1～3年次の授業料については、私立高校と同様に家庭の所得に応じた負担軽減策を国が実施しています。また、地方自治体によっては、国の支援に上乘せして授業料の負担軽減策を実施しているところもありますが、それは主に大都市に限られており、学生の居住地と学校所在地とが異なる場合には自治体から支援が受けられない等、全員に恩恵があるわけではありません。学生確保のためには、地方の私立高専の授業料は地域の私立高校並みに減額も行わざるを得ません。

○ 高専制度の課題

私立高専は建学の精神に基づいた独自の特色ある工学教育に取り組んでいますが、高専は実験・実習を豊富に取り入れた実践的教育を特色としているため、文系よりも施設設備費が必要です。なおかつ、学年制で、1クラス40名程度の少人数クラス編成を設置基準で義務づけられているため、学生定員を満たしているにもかかわらず、厳しい経営を強いられています。

○ ポストコロナ時代の教育の在り方

新型コロナウイルス感染症の影響により、教育の在り方が変容し、面接授業と遠隔・オンライン授業の利点を積極的に活用したハイブリット型教育への転換が求められており、学生の学修機会の確保と教育環境整備の促進が不可欠です。

【要望事項】

1. 私立高専に対する国の支援の充実・強化

令和3年度の私立高専に対する国の支援は学生一人当たり13.3万円で、後期中等教育に相当する1～3年次を含め、私立高校の生徒一人当たり34.5万円（国庫補助金5.7万円＋地方交付税28.8万円：財源計画）と比べても、格差は21万円にもなっています。

また、高専4・5年次の学生が対象の無償化についても、私学の持つ特性をご勘案いただき、高専1～3年次の学生に対する支援の格差是正と同様に、国の支援の充実をお願いします。

2. 高等学校等就学支援金制度の年収要件（590万円未満）の拡大

— 対象：高専生1～3年生 年収910万円まで —

2020年4月より開始された「私立高校授業料実質無償化」政策について、年収590万円未満の世帯の生徒（高専1～3年生）を対象に、高等学校等就学支援金の支給上限額が39.6万円まで引き上げられたことにより、対象となる多くの生徒が恩恵を受けられ、進学機会が増えました。

しかしながら、年収要件を少しでも超える世帯の生徒については、従来の11.88万円のままであり、逆に格差が生じています。分厚い中間層への支援も必要不可欠であり、教育の実質的な機会均等に寄与するためにも、年収要件を最大910万円（就学支援金制度の対象上限）まで拡大するようお願いします。

また、先述の通り、特に地方の私立高専の授業料は、入学対象が15歳のため地域の私立高校の授業料まで下げざるを得ない状況もあるので、就学支援金の支給上限額のさらなる拡大をお願いします。

3. ハイブリッド型教育推進への支援

— 教育環境整備及び遠隔教育プログラム・教材開発 等 —

ハイブリッド型教育への転換が求められている中で、全ての学生が同じ環境下で学修ができるようICT環境の整備・維持・拡充に係る支援をお願いします。

また、遠隔授業を行う場合、従来の対面の授業内容では十分対処できないこともあり、デジタル技術等を活用した質の高い教育プログラム・教材開発への支援をお願いします。

【関連事項】

○ 国際化に向けた高専における準学士の称号から学位化の実現

日本型高専教育の海外展開と国際化の推進を図るためには、学位の国際的通用性が重要です。高専における学位授与について、準学士の称号から学位化のご検討をお願いします。

【2】 令和5年度私立短期大学関係政府予算に関する要望

○ 短期大学としての特有の要望

1. 短期大学の地方振興に見合った支援の充実

- ①短期大学の約96%は私立短期大学であり、全国に幅広く分布
 - ・私立短期大学の約65%は地方中小都市に設置されており、地方の高等教育機関として大きな役割を担っている。
 - ・私立短期大学の学生の約88%は女子であることから、女子の高等教育の場として中核的役割も果たしている。
- ②地域に根ざした身近な高等教育機関として、多様な人材を養成
 - ・短期大学生の自県内入学率は69%であり、卒業後の自県内就職率も約74%といずれも高く、地元志向の学生が多い。
 - ・短期大学卒業後約80%の学生が就職し、そのうちの約64%が幼稚園教諭、保育士、栄養士、看護師等の国家資格・免許を有する専門職に就いている。
 - ・短期完結型の利点を生かし、実務能力の習得や資格取得が可能な高等教育機関として、生涯学習や社会人の学び直し等、地域の活性化にも貢献している。

2. 地方創生の視点に立った国と地方による財政支援制度の改善・拡充

- ・内閣府所管「地方大学・地域産業創生交付金」や「地方創生推進交付金」等について、より一層、短期大学が活用できるよう支援すべきである。
- ・地域における課題への取組に寄与する短期大学の諸活動に対し、地方公共団体が財政支援を行う場合の特別交付税措置による支援制度の拡充を図るべきである。

【3】 令和5年度私立高等学校等関係政府予算に関する要望

現在、国際情勢が緊迫化し急激な円安をはじめとして経済情勢が混乱する中で、我が国では少子高齢化が更に進行していくことが予想されています。

このような厳しい状況にあっても、今後も我が国が国力を維持し発展していくためには、社会的資本ともいえる子供たちを、時代の状況変化にも対応できる真のグローバル人材として育成することが重要となっています。このことは、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(骨太の方針)においても「人への投資」として掲げられており、私立中学高等学校は、如何なる状況下にあっても、それぞれの学校が有為な人材の育成を通じて国や社会の発展に寄与していくことを目指して、日々教育活動を続けています。

つきましては、我が国の私立中学高等学校がこれからの時代に必要な教育環境を整備し、引き続き特色ある教育を幅広く提供できるよう、令和5年度政府予算概算要求の編成に当たっては、私立学校振興助成法の基本理念に基づいて、以下の事項について格別のご高配をお願い申し上げます。

〔要望事項〕

1. 私立高等学校等の経常費助成費等に対する補助の拡充強化

【令和4年度予算額：1,025億8,300万円】

私立高等学校等の経常費助成費等に対する国庫補助は、私立学校振興助成法第9条に基づいて各都道府県に交付され、私学助成予算の核として、全国の私立高等学校等の教育内容の向上や学校経営の健全性を確保するため、そして何より保護者の教育費負担の軽減を図るために大きな役割を果たしています。

現在、私立高等学校等は、先の見えない状況の中で、新しい教育への移行、教職員の資質向上、学校運営の効率化等々、様々な課題の解決を迫られています。これらは最早自助努力の範囲を超えるものであり、令和5年度政府予算案編成に当たっては、私立高等学校等経常費助成費補助金の一般補助を一層拡充して頂きますよう、お願いいたします。

特別補助についても、国が推進する「生徒1人1台端末の整備」に必須の「ICT教育環境の整備推進」「外部人材活用等の推進」等の教員の負担軽減やICT活用指導力育成に資する補助の拡充をお願いいたします。

更には、エネルギー関連価格をはじめ諸物価の急騰への対策については、既に令和4年度補正予算において措置されたところではありますが、引き続き学校経営を直撃することは必至の情勢であり、今後とも然るべき措置の実施をお願いいたします。

2. 私立高等学校等におけるICT環境の整備に対する補助の拡充強化

【令和4年度予算額：13億円】

学校における「1人1台端末」の整備は、義務教育段階においては、GIGAスクール構想のもと、公立学校では令和2年度末で整備がほぼ完了したのに対し、私立学校においては、補助率及び補助対象が私立学校の実態と大きくかけ離れていることなどにより、整備が十分に進んでいるとは言えず、令和4年度から高等学校において必修とされているプログラミング教育を実施する環境も十分に整っていない状況にあります。

本年6月7日に閣議決定された「規制改革実施計画」には、文部科学省に対する措置要望事項中に、公立学校における「1人1台端末」の運用に関して、「平常時の持ち帰り活用が可能となるよう必要な施策を検討する」ことが明記されるなど、これからの公教育において最重要課題とされ、端末の実質的1人1台化の実現が急務とされています。

つきましては、私立学校への端末導入に関しては、改めて学校現場の実態を踏まえ、「個人所有による1人1台端末化」の実現に向けて道を拓くとともに、端末の保守・更新等に係る費用の検討も含め、補助の大幅な拡充を強く要望いたします。

また、ICT関連機器・設備並びに校内ネットワーク環境の整備等についても、公私の別なく実現されますよう、格別のご支援をお願いいたします。

3. 私立高等学校等施設の耐震化及びコロナ禍、省エネ・脱炭素化における空調・換気設備等に対する補助の拡充強化

【令和4年度予算額：17億8,900万円】

学校施設の耐震化は、我が国の将来を担う子供たちの生命と安全を守るだけでなく、災害時には地域の避難場所としての役割を果たすことから、一日も早く完了すべき課題であります。

また、コロナ禍における感染症、熱中症対策として、教室及び体育館の空調・換気設備等の整備・改修をはじめ、照明のLED化による省エネ対策、脱炭素化対策などの教育環境の整備については、公立学校は全額公費で措置されるのに対し、私立は補助率が原則3分の1以内に止まっており、多額の自己負担を強いられることから、十分な対応ができないのが実情です。

つきましては、私立学校施設の耐震化を一日も早く完了させるため、公私の別なくその費用の全額の公費負担を実現するとともに、教室及び体育館の空調・換気設備等の整備・改修及び施設の省エネ・脱炭素化の推進のための補助についても更なる拡充を強く要望いたします。

4. 私立中学高等学校の就学支援金等の拡充強化

【令和4年度予算額：4,141億5,400万円（公立分含む）】

高等学校等就学支援金制度の拡充により「私立高等学校の授業料の実質無償化」が進められていますが、私立の「施設整備費等」については支援の対象外とされているなど、その内容は私立の学納金の実態にそぐわないままであり、私立高等学校においては「教育の実質無償化」は未だ達成されない状況にあります。

令和2年度から、支援金は年収590万円未満世帯については396,000円まで引上げられました

が、年収 590 万円以上世帯は制度発足時の 118,800 円（平成 21 年度地方交付税算定に使用された公立高等学校全日制の授業料年額）に据え置かれたままであり、年収 590 万円を境に大きな格差が生じている上、都道府県独自の上乗せ実施によっては、都道府県間格差はより大きくなっています。

つきましては、私立高等学校就学支援金については、私立高等学校の学納金の実態に即して、「施設整備費等」も支援の対象とするとともに、所得階層間格差を是正するため、例えば、新たな区分を設け、支援金の加算を図る等制度の拡充を強く要望いたします。

また、専攻科生徒への修学支援は、高等学校教育制度上の「専攻科」として、高等学校等就学支援金制度の枠組みでの年収基準及び補助対象上限額の引上げを強く要望いたします。

なお、私立中学校等生徒等に対する就学支援金は、令和 4 年度から「家計急変世帯への支援」として実施されていますが、経済的理由によって修学困難な子供たちが転学を余儀なくされることなく学業を継続できるよう、今後とも必要な支援の拡充をお願いいたします。

5. 日本私学教育研究所研究事業費等に対する補助の拡充強化

【令和 4 年度予算額：2,019 万円】

現在、新学習指導要領に対応して、全ての教員に英語 5 技能指導力、ICT 活用指導力、理数教育力等の向上や、Project Based の学びで STEAM 教育を実践し、21 世紀型教育の象徴としてのリベラルアーツの現代化に挑戦することが求められています。

日本私学教育研究所は、私立高等学校等の教育及び経営に係る研究事業とともに、教員の教育力向上のための初任者・若手・中堅教員研修をはじめ英語指導力向上研修など様々な研修事業を実施しています。

つきましては、上記の研究・研修事業を通して、私立高等学校等の教育の質の向上に貢献する日本私学教育研究所に対する補助の大幅な拡充強化を強く要望いたします。

【4】 令和5年度私立小学校関係政府予算に関する要望

はじめに

令和4年6月7日の閣議決定（骨太の方針）において、新しい資本主義に向けて、「人への投資と配分」が重要であるとうたわれています。わけても、「質の高い教育の実現」に触れておられることは、私どもとしても意を強くするところであります。

小学校教育が未来の日本をささえる人材育成の基礎をなすものであることは言うまでもないことですが、この小学校教育において私立小学校が果たしている役割は大変高いものがあります。私ども日本私立小学校連合会は末松文部科学大臣のご来臨をあおいで創立80周年記念式典を行いました。私立小学校は150年におよぶ近代義務教育の歴史において、公立だけではない学校選択の自由を保障し、また先駆的な教育プログラム・カリキュラムを開発して義務教育をリードしてきました。

三年目となるコロナ禍においても、いち早くオンライン授業を実現し家庭学習を支援したり、感染対策に万全を期すなかで、普通登校や学校行事の重要性に鑑み、早くから工夫をこらした実践を重ねたりして、保護者の満足に供してきたのも私立小学校です。

私立小学校数は、全国の小学校数の1.2%ではありますが、それぞれが建学の精神に基づき、私学人としての誇りをもちつつ、特色ある教育を時代に即して実践してきました。日本の私立小学校は242校、中でも私ども日本私立小学校連合会に加盟する194校は、お互いに協力結束して研究や研修に取り組み、これからも先駆的な教育の実践を創造していこうと思っております。

以上の実践や研修において、このたびのGIGAスクール構想における助成をはじめ、私立小学校が国や自治体から多大なる助成金やご支援を受けていることに、あらためて心より感謝申し上げます。

しかしながら、新たな時代の課題、例えば、1, AI（人工知能）をはじめ社会の急激なデジタル化に日進月歩で対応が必要なICT機器の充実、2, 感染症対策と熱中症対策の両立、3, 不登校児童をはじめ特別支援を要する児童に対する細やかな配慮など、次から次へと湧いてくる課題に向き合わなければなりません。それらを少子化という困難のなかで進めていかざるを得ないわけですが、経営面で圧迫されている私立小学校は少なくない状況にあります。従前にまさる尚一層の、国や自治体からのご支援をお願いする次第でございます。

以下の要望事項について、格別のご高配をお願い申し上げます。

〔要望事項〕

1. 【経常費補助】私立小学校の経常費等に対する補助の拡充強化

① 私立小学校は少子化の中にあっても増えております。近年開校した私立小学校4校を含めて、現在全国には242校の私立小学校があります。（※ 日本私立小学校連合会には、そのうち194校が加盟しています。）

私ども私立小学校は、創立者の建学の精神のもと、特色ある教育を開発・推進し、日本の教育をリードする中で、学校選択の自由も保障している貴重な存在であります。この私立小学校の存在意義を高め維持発展させるためにも、私学助成法の趣旨にそって経常費の2分の1助成の実現をお願いいたします。

※私立小学校に寄せる家庭の期待が強まるなかで、私立小学校は増加していますが、一方で、過疎化の著しい地方においては閉校を余儀なくされている私立小学校があるのも現実です。私立小学校は、多くの家庭が創立者の建学の精神や教育方針に賛同し憧れて入学を希望するという事情に特段の配慮を寄せていただき、過疎地域の私立小学校に対する支援強化をお願いいたします。

- ② 令和3年度より40年ぶりに公立小学校の学級定員が改定され、40人学級から35人学級とすることとなりました。このことは、中教審答申にある「多様な子供たちの資質・能力を育成するための、個別最適な学び」を実現することに資するだけでなく、これからの時代において「3密」回避による感染症対策としても有効です。

入学定員を維持しつつ学級定員を減らすには、一学年あたりの学級数を増やさなければなりません。そのためには校舎増築、すなわち敷地拡張が必要です。しかしながら、私立小学校において校舎や敷地面積を拡大することは困難です。よって、入学定員を減らさざるをえなく、35人学級の実現は私立小学校にとって学費収入の大幅減少を意味し、学校の健全な経営を圧迫することにつながります。

せっかく教育的に良い施策が、私立小学校にとっては経営を圧迫するという矛盾を生むわけです。それでも、少しでも35人学級に近づける努力をする学校が多くあります。この点に対するご配慮と格別なご支援をお願いいたします。

※学費収入減を防ぐ方法として学費値上げがありますが、小学生の保護者は若年齢であり経済力に限界があるため、学費値上げは極めて無理があることをご理解願います。

- ③ 新学習指導要領において、3,4年生は外国語活動、5,6年生は教科として外国語が導入されました。私立小学校では、特色ある教育として、早くから外国語教育を進め、児童への外国語教育のノウハウを蓄積してまいりましたが、国の新たな施策に沿って、これからも、英語の授業時間増やネイティブ教員の採用・増員、海外交流教育プログラム等の拡充など、従来以上に外国語教育を充実させてまいります。私立小学校の先駆性に鑑み、ネイティブ教員の採用や海外交流などへ大幅な補助制度の新設をお願いいたします。

2. 【保護者負担の軽減】公私間格差の是正

- ① ご存じの通り、私立小学校も特色ある教育を通して、教育基本法で定められた公教育に携わっております。1975年に私立学校振興助成法が定められてから50年近くになりますが、いまだ公私間で均衡のとれた適正な財政措置に至っておりません。私立小学校に子どもを通わせる保護者の負担軽減のためにも、私立学校振興助成法でうたうとおり、経常費50%の助成実現を要望いたします。
- ② 私立小学校の保護者は創立者の建学の精神や特色のある教育方針に共鳴して子どもを通わせているのであり、必ずしも家計に余裕があるから私立小学校を選択しているのではない

ということをご理解願います。

- ③ 令和2年度に本連合会がおこなったアンケート結果によると、全国の私立小学校において、コロナ禍において保護者の家計状況が急変し、授業料等の納付金が払えない家庭が52校の私立小学校で存在しました。回答の35.6%に当たります。

都道府県によっては、授業料減免制度を設けている学校に対しては、経常費補助の特別補助として助成される場所もありますが、授業料減免制度がない学校においても、コロナ禍の緊急性に配慮して、支援の手を差し伸べていただきたくお願いいたします。

- ④ また、令和3年度まで5か年計画で「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」が進められていました。それが令和4年度より前項で述べた家計状況急変家庭に限った支援制度に切り替えられました。しかしながら、家計急変でなくても年収水準が低い家庭から私立小学校へ通わせている家庭は存在します。これらの私立小学校家庭への支援を、国の恒久的施策とされることを要望いたします。高等学校の学費無償化や幼児教育の無償化の流れの中で、小学校、中学校という義務教育学校においてこそ格別の支援が必要であることを強調し、格段の支援を要望いたします。

- ⑤ 男女共同参画社会が浸透するなかにおいて、私立小学校においても保護者共働き家庭が増えていることに鑑み、以下の二点を要望いたします。

1、私立小学校における給食制度についてご配慮いただき保護者支援をお願いいたします。

公立小学校における給食は食材費だけを納めれば良いわけですが、私立小学校において給食制度を設ける場合、外部発注の場合でも、給食施設を用意する場合でも（建設・維持・人件費）等高い保護者負担をお願いせざるを得ないことをご理解願います。毎日弁当を作ることは、両親ともに働いている家庭には大きな負担です。私立小学校における給食支援補助についてご検討いただきたいと思います。

2、また、共働き家庭のために、私立小学校として独自の学童保育やアフタースクールの整備が求められるようになっておりますことに格別のご配慮をいただき、この点における補助の実現を要望いたします。

3.【ICT関連】ICT環境整備に対する支援措置の拡充強化

- ① 私立小学校においては早くから校務システムのICT化に取り組んできましたが、その維持・保守のためには大きな出費を必要としました。

そういう中で直面したコロナ禍であったわけですが、どの私立小学校においても、公立小学校よりいち早く、児童の在宅学習支援のためにオンラインによる学級活動や授業を実施しました。従前は、私立小学校の間においてもICT環境に大きな差異が生じていたのですが、コロナ対応に尽力するなかで、ほとんどの学校において、ICT端末の整備やWi-Fi環境の整備が進みました。さらには教員のオペレーション能力や指導能力など技術的な対応力においても緊急に研修を繰り返しました。以上によって当然のことながら各学校とも多大な出費を余儀なくされております。よって、本件に関する緊急補助を引き続き要望いたします。

- ② 国の進めるGIGAスクール構想による児童一人一台のタブレット端末支給という点において私立学校に対しては公立児童の2分の1助成と大きな差異があります。本施策が国家的事業であることに鑑み、全額補助が当然だと考えます。

端末を含むICT機器は短期間の更新やメンテナンスが必要ですが、メンテナンスや買い替えに関する長期にわたる助成をお願いいたします。メンテナンスや買い替えに対しては私立小学校児童にも10分の10助成を要望いたします。尚、GIGAスクール構想において、端末にレンタルの制度を利用する学校も補助の対象としていただいたことに感謝いたします。

- ③ 令和2年度から施行された新学習指導要領で実施が求められているプログラミング教育等の新しい教育に対応するため、ICTの研修・研究のための補助金制度の拡充を引き続きお願いいたします。ICT支援員採用について助成が実現したことに感謝申し上げ、ひきつづき拡充を要望いたします。
- ④ デジタル教科書の導入については引き続き検討が重ねられるようですが、その費用についても義務教育無償の精神に沿われることを要望いたします。
- ⑤ また教科書に準拠している教師用「指導書」の購入費用は極めて高額です。公立同様の支援をお願いいたします。
- ⑥ これらICTに関連する教育施策は国の将来を左右すると言っても過言ではないことを考慮したとき、少なくとも一校に一人、ICTに極めて造詣のふかい専門教員（担任業務につかない）を採用・加配できるよう特別な支援を要望いたします。

4. 【危機管理】学校安全対策・環境整備に対する補助の拡充強化

- ① 東日本大震災から11年が経過しました。この間、私立小学校の耐震化措置に対してご支援をたまわりましたことに厚く御礼申し上げます。今後とも、子供たちの命を守り、安全を確保するためのご支援をよろしくお願い申し上げます。

補助率について公立学校と同水準とするよう補助内容の拡充を要望いたします。

- ② また、災害時備蓄品(水、食料等)は消費期限のまえに随時更新していかなければなりません。そのための補助を引き続きお願いいたします。また宿泊のための備品(毛布やパネルシート、簡易ベッド、冷暖房機器等)についてもご支援願います。
- ③ コロナ禍において、消毒用品や非接触型検温器、3密を避ける間仕切りなど、感染対策に必要な物品に対する出費が大幅に増えています。これらに対する補助もお願いいたします。
- ④ 地球温暖化に伴う問題も毎年のように生じております。この点での支援もお願いいたします。
- 毎年のように全国各地において、「過去に経験したことのない」豪雨氾濫の被害が生まれています。新たな自然災害への備えとしての環境整備が必要になってきています。水害や土砂災害防止のための環境整備に対する補助をお願いいたします。
 - 近年は5月から猛暑となり、9月いっぱい猛暑が続くようになっているため、夏休み以外においても長期間の熱中症対策が必須となっております。

また、エアコン稼働の期間が長くなっていることから、その維持管理にかかる費用が膨大になっています。

以上の点における支援をお願いいたします。

- 体育館のエアコンもますます必要性が高まっている状況において、その補助が実現したことに感謝しております。今後、補助の拡充を要望いたします。
- ⑤ 私立小学校児童の多くは公共交通機関を利用した遠隔通学をしております。
 - 通学区間の安全対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。
 - 学校独自に駅・バス停・交差点等に人員を配置し安全確保をはかっているところも多くございます。また通学バスを設けている学校もあります。これらの人件費やバス等の維持費に関するご支援もご検討いただければと存じます。
 - 私立小学校は遠隔通学の児童の位置情報や安全確認のために、登下校確認メールシステムやGPS用システムなどを利用しております。この点の支援もご検討願います。
- ⑥ 幼稚園から小学校の教育において「遊び」は極めて重要な要素を持っています。小学校において「遊具」を設置していないところはないのに、幼稚園のように遊具設置に対する補助がありません。大型遊具設置には何千万円も要するものもあるため、遊具補助の実現を要望いたします。

5. 特別支援を要する児童に対する教育支援補助

- ① 近年、私立小学校においても特別支援を要する児童が入学するようになっております。いうまでもなく特別支援を要する児童に対しては特別に教員を加配することが必要であり、従来の私立小学校の教員配置体制では対応できなくなってきました。この点における教員加配・採用や特別教室の設置等に対して格別のご支援の制度新設を要望いたします。
- ② また、私立小学校の中には長年、特別支援を要する児童を入学させて教育している学校があります。そして、公立小学校等において不登校となった児童を受け入れて特別支援教育をする私立小学校も設立されています。

特別支援の私立小学校には、現在、国と都から「私立学校特別支援学校等経常費補助」として一人あたり約115万円が出ていますが、公立学校のそれは、約800万円近い補助金が学校教育費として出されており、ここにおける公私間格差は実に1対7にのぼります。健常児の場合は、およそ1対3の公私間格差であり、それと比較しましても、私立学校に通う障害を有している子どもたちは、さらに格差がある状況です。

不登校となった児童を受け入れる私立小学校への支援はもっと低い現状にあります。これらの私立小学校に対する格別のご支援を要望いたします。

6. 教職員の研修・研究への助成拡充

- ① 教員にとって研修・研究は命のように大切なものです。外部研修会参加のために日常的に学校を留守にできないのが小学校教員です。しかしながら研修会や研究会を開ける環境は絶対に必要です。講師を自校に招いて開催する費用への補助を増やしてほしいという要望は年ごとに増えております。ご支援をお願いいたします。

- ② 長期休業期間には、日本私立小学校連合会の全国教員研修会が実施されています。一年間の数少ない機会を利用して全国の教員同士が触れ合い、共に学びあうことは、他校の風にあたることによって自己を振り返り、切磋琢磨しあい、教育力を向上させるうえで大切なことです。全国の学校から一ヶ所に集合するわけですから、交通費や宿泊費がかさむために、多くの学校が参加者を制限せざるをえない状況にあります。教員の研修を保障するための補助を要望いたします。
- ③ 教職員の研修・研究を充実させるためには、何よりも教職員の健康を維持することが第一であります。この点で国が教職員の働き方改革を熱心に進めていただいていることに感謝申し上げる次第です。

私立小学校はぎりぎりの教員数で運営しているところがほとんどであり、年次有給休暇を思うようにとれない状態にあります。この現状をご理解いただき、教員がお互いに安心して年次有給休暇がとれるよう、担任代行できる教員が常にいる体制確立のための特別補助（人件費補助）のご検討をお願いいたします。

【5】 令和5年度私立幼稚園関係予算の編成に関する要望

幼児教育の重要性を十分に踏まえた振興策の充実は、我々私立幼稚園・認定こども園の永遠の願いであり、すべての子どもが良質な幼児教育を受けられるよう制度を整備するとともに、すべての施設が良質な幼児教育環境を提供できるよう努力していく事が重要であり、そのためにも、特に以下の点に重点を置いた施策を推進していただきたい。

- ① 幼稚園・認定こども園に勤務する全ての教員等が、やりがいをもって子どもたちに接することができるよう、園の設置形態や私学助成・施設型給付の別にかかわらず、引き続き処遇を改善していただきたい。
- ② 教育費の負担軽減制度は『重要な子育ての支援策』であり、『少子化対策』の役割も担っています。現在、月額25,700円（年額308,400円）を保護者に補助していただいておりますが、未だ衰えぬ新型コロナウイルス感染症や昨今の物価上昇などを鑑み、幼稚園児の保護者は若年層世代であることを踏まえ、さらなる単価の引き上げをお願いしたい。
- ③ 幼児教育スタートプランの着実な具体化を進めるとともに、義務教育など教育制度全体との接続を確保した上で幼児教育の推進体制を強化していただきたい。併せて、自治体や小学校に対して、幼児教育との接続・連携の重要性を啓発するとともに、幼児教育の質の向上に係る研究を推進するなど国として具体的な取組みを充実していただきたい。

以上を踏まえ、令和5年度予算の詳細な要望事項は、次のとおりです。

I 私立高等学校等経常費助成費補助制度（幼稚園分）の拡充等

1. 私立高等学校等経常費助成費補助制度（一般補助）（幼稚園分）の充実
2. 同補助制度に関し、幼稚園教員の人材確保支援の拡充強化
3. 無償化に伴う私学助成園の事務負担の増に対する事務処理体制の整備のための、継続的な財政支援及び広域利用が多い幼稚園と市区町村との間の事務負担の軽減
4. 私立高等学校等経常費助成費補助制度（幼稚園特別支援教育経費）に係る交付要件の緩和や専門家による巡回指導、あるいは特別支援教育支援員の配置等
5. 個人立・宗教法人立等の幼稚園に対する私学助成の特別補助制度の創設

II 子ども・子育て支援新制度

1. 公定価格の基本分単価の改善（コロナ禍等による出生数の減少等による園児減への対応及び2号・3号児も合わせた減収への対応）
2. 公定価格の加算の充実（処遇改善等加算、主幹教諭等専任加算、主任保育士専任加算などの見直し）
3. 地域区分を幼児教育独自の形で改善し、地域の人材流出の是正
4. 認定こども園における市町村外の2号・3号児の受け入れ緩和による広域通園の実現

5. 一時預かり事業（幼稚園型）の事務職員配置加算における小規模保育等との連携要件の撤廃、専任職員の増
6. 新制度に関する市町村への申請手続きに関する事務量の軽減の実現
7. キャリアアップ研修における研修実施主体の認定促進

Ⅲ 幼児教育の質の向上・多様な課題に対応する園内体制・施設整備の支援

1. 大学等と一丸となった幼児教育における質の高い人材の確保
2. 公開保育を活用した幼児教育の質向上システム（ECEQ）等も活用した幼児教育推進体制整備
3. キャリアステージにあわせた研修等の機会の確保
4. 一種免許状への上進に伴う教員の処遇改善
5. 多様な課題に対応する園内体制の整備支援（保育定数の引き下げ等による教員の負担軽減及び質の向上、被災した子どもや家族の心のケアの担い手育成など）
6. 未就園児（3歳未満児含む）の預かりや保護者支援の推進
7. 幼児教育の質を支える私立幼稚園施設整備費補助金の充実及びこども家庭庁に移管される認定こども園部分の現状制度への配慮
8. 教育支援体制整備事業費交付金（特に幼児教育の根幹となる遊具等の整備支援）の充実

Ⅳ 新型コロナウイルス感染症への対応のための私立幼稚園等への支援・延長の充実

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策に対する支援の継続・延長の充実
2. 教員・保育士へのメンタルヘルス対策、休園時等におけるインターネットを活用した教育への支援等各般の対策を要望

【6】 日本私立学校振興・共済事業団の充実に関する要望

(要望の趣旨)

わが国の学校教育において、「私立学校」で学ぶ学生生徒等は極めて多く、個性豊かで多様性のある教育を通じて未来を担う人材を育成するなど、その果たすべき役割は重要です。少子化の進展、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化、デジタル化の加速や物価の上昇など私学の経営・教育環境が大きく変化する中、私学振興のために日本私立学校振興・共済事業団（以下、「私学事業団」という。）が行う各事業の一層の充実のため、所要の予算措置等の拡充を要望いたします。

(要望の内容)

1. 令和2年度より開始した減免資金交付事業について、令和5年度は、さらに申請者数の増加が見込まれることから、減免資金の交付や実績報告書の精査、調査の実施などの業務に必要な事務費の更なる予算措置が講ぜられるよう要望いたします。
2. 私立学校施設の耐震化は、国公立学校に比べ依然として大きく遅れており、また、東日本大震災や平成28年熊本地震など近年の震災において、未耐震化施設に甚大な被害が生じたことから、安全・安心な施設の整備のため、耐震化の早期完了が喫緊の課題となっています。このため、私立学校施設の耐震化の促進には、私立学校施設の耐震化事業に対する利子助成制度（最大20年間）が不可欠であり、当該制度を継続・拡充するとともに、老朽化が進む私立大学附属病院の建替え事業を促進するための利子助成制度（最大10年間）についても継続・拡充されるよう要望いたします。また、私立学校に対する従前の貸付事業や私立学校教職員の研修事業への助成など私学事業団の事業目標達成のため、所要の財政融資資金が確保されるよう要望いたします。
3. 東日本大震災及び平成28年熊本地震により被災した私立学校の復旧に向け、災害復旧支援融資が実施されておりますが、両震災が大規模災害であったことから、現在も復旧のための努力が続いています。このため、被害を受けた建物等の原形復旧事業や災害復旧経営資金を対象とする災害復旧支援融資制度が継続されるよう要望いたします。
4. 私立学校を取り巻く経営環境が年々厳しさを増す中、私学事業団が実施する経営支援・情報提供事業は極めて重要です。特に、経営困難な学校法人に対する経営改善計画等の作成支援のための相談体制の充実が強く求められているところであり、より一層の支援を要望いたします。
5. 私学事業団の公的社会保険制度における役割の特質に配慮し、年金給付事業補助及び事務費補助並びに特定健康診査等補助に対する必要な予算額の確保、さらには都道府県補助金における地方交付税の措置が講ぜられるよう要望いたします。

【7】 一般財団法人 私学研修福祉会 研修事業の充実に関する要望

(要望の趣旨・内容)

一般財団法人 私学研修福祉会は、私立学校教職員の資質向上を図るための研修事業を実施しております。この研修事業は、主に日本私立学校振興・共済事業団（以下、「私学事業団」という。）の私立学校の施設整備等への融資事業による貸付利息等から生じた「前年度利益金」を原資とした「助成金」によりまかなわれております。

ここ数年来の新型コロナウイルスによる影響は我々の行動規範を変化させ、昨今ではウィズコロナを意識した生活様式が定着しつつあります。

本会が主催しております私立学校教職員の研修事業につきましても、従来の集会形式のみではなく、ICTを活用した会議・研修の実施が一つのスタイルとして定着しつつあり、通信環境の整備や、ソーシャルディスタンスを考慮した施設の整備が急務となるなど、取り巻く環境は大きく変化しております。

また、経済活動の停滞による家計への影響は、休学者や退学者を増加させるとともに、その影響による収入減少から経営困難となる学校の増加も危惧され、私学事業団の貸付債権回収への影響や近年多発している自然災害による被害からの復旧に係る被災支援の長期低利融資の影響などによる収支の悪化もあり、私学事業団の利益金確保が今後困難となる状況が予想されております。

コロナ禍で見えてきた社会の分断や格差は、改めて教育の本質的意義を問い、広がる不平等をいかになくしていくべきかが大きな課題となっております。これからの社会においては何事も柔軟に対応できる人材、課題解決能力のある人材がアフターコロナの社会を構築していくために必要不可欠であることは明白です。

つきましては、私立学校教職員の資質向上を通して、私学はもとより日本全体を担う人材の育成に繋がる重要な役割を果たしていることを十分にご理解いただき、これを目的とする研修事業の充実・継続のための安定的な財政基盤の強化・財源確保方策が講ぜられること、ひいては翌年度以降への助成金の留保、施設設備費を助成対象として取扱う等、柔軟な制度構築を強く要望いたします。

